

2-④ 執行機関に対する反問権・質問趣旨確認権の付与

検討趣旨	<p>本会議や委員会において、議員の質問に対し論点、争点を明確にするため、執行機関に対し、反問権・質問趣旨確認権を付与することについて検討する。</p>
これまでの経過及び現状	<p>執行機関は、説明員として会議に出席していることから、本来、反問権がないものと一般的には解釈されている。</p> <p>平成18年に制定された北海道栗山町の議会基本条例において、「議会が討論の広場であるためには、双方が質問できて当たり前」との考え方から、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問すること（反問権）を認めた。</p> <p>その後、議会基本条例を制定する地方自治体が増加していく中で、反問権又は質問趣旨確認権を認める所が増えている。</p> <p>なお、反問権を規定しているところでも、事実上、質問趣旨の確認にとどまっている場合が多い。</p> <p>京都市会では、市会説明員として出席を求めている執行機関に対して、反問権及び質問趣旨確認権は付与していない。</p> <p>しかし、委員会においては、執行機関から答弁の前に、「〇〇〇という質問でよろしかったでしょうか。」というような発言がされる場面が見受けられる。</p>
参 考	<p>【他都市の状況】</p> <ul style="list-style-type: none">○反問権を認めている政令市 なし○質問趣旨確認権を認めている政令市 さいたま市、千葉市、川崎市、新潟市、名古屋市、広島市、北九州市 (実際に行使されたことがある都市 さいたま市、川崎市、広島市)○実際に反問権を行使した例がある都市 宮城県石巻市、栃木県真岡市、千葉県我孫子市、広島県大竹市、北海道栗山町 (反問権の行使例として、市長が数回にわたって反問権を行使し、議員が反問に対してそれぞれ答弁を行った例がある。)